

監査公表第 12 号（令和 8 年 4 月 7 日、県公報第 684 号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和 7 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和 7 年 11 月 10 日 7 監総第 1085 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

7 県土総第 2 8 5 8 号
令和 8 年 3 月 9 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 様
同	世 利 洋 介 様
同	森 行 一 様
同	渡 辺 美 穂 様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 11 月 10 日 7 監総第 1085 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 北九州市土整備事務所	用地整備工事において、新たな給水装置の設置に伴い、市に支払う納付金等を設計書に計上する際、諸経費の対象外費用として積算すべきところ、対象としたため、積算過大となっていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none">・ 「土木工事標準積算基準書」により、諸経費の対象となる項目について、所内の技術委員会で周知する。・ 担当者及び上司は、工事設計書に添付するチェックシートに、諸経費の項目を追加し、これに基づき対象について誤りがないか確認する。・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 田川県土整備事務所</p>	<p>歩道設置事業に伴い、支障となる建物に収容されていた動産の移転補償において、取扱いが困難な動産の移転料を算定する際、専門業者からの見積りを徴し、実態価格に基づき補償すべきところ、これを行わず、動産を収納するための物品購入費を補償していた。</p>	<p>所属長は、用地課職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者及び上司は、動産移転料のうち、取扱いが困難な動産の算定をする場合は、専門業者からの見積りを徴し、実態価格を標準として採用する。 ・ 担当者及び上司は、見積りについては複数者より徴することとし、より安価な価格を採用する。 ・ 担当者及び上司は、確認時に、基準、要領等を基本に、最新の「補償額算定・設計書作成チェックマニュアル」、「補償額算定・設計書作成チェックリスト」を適正に活用する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。 <p>さらに、県土整備部としては、各県土整備事務所等の用地担当職員に対し、今回の事案の周知及び専門業者からの見積りの徴取の徹底を指示し、あわせて補償額算定に係るチェックリスト等の改訂を行った。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>道路維持管理用品の購入について、原材料費（15節）で支出すべきところ、その他需用費（10-3節）で支出していた。 （3件）</p>	<p>所属長は、今回の事例を全職員に周知した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長は、会計系の職員に対し、今回の誤りの原因を示すとともに、各節ごとの違いについて理解させる。 ・ 担当者及び上司は財務会計事務に係る研修を受講し、会計に係る知識を再習得する。 ・ 会計係長は、係員に対し「会計だより」「会計事務指導結果」「監査結果報告書」等を基に誤りやすい事例を周知し、これにより、担当者は支出事務に誤りがないか再度確認する。 ・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートを用いて、支出科目について誤りがないか決裁時に確実に確認することに加え、判断に迷う場合は、制度所管課等へ確認の上、事務処理を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
	<p>電気設備等の修繕について、その他需用費（10-3節）で支出すべきところ、委託料（12節）で支出していた。</p>	

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>用地測量業務委託について、設計書に計上する測量面積及び距離の端数処理は、四捨五入すべきところ、切り捨てて計上していた。また、小数点以下第2位まで計上すべきところ、小数点以下第1位までしか計上していなかった。これらの誤りにより、積算過小となっていた。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを示した上で同様の誤りを繰り返さないため、工務担当職員に対し、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設計業務等標準積算基準書」により、測量面積及び距離の端数処理について、所内の技術委員会で周知する。 ・ 担当者は、測量面積及び距離を入力すれば端数処理後の正しい数値が表示される表計算ソフトを利用し、設計書を作成する。上司は、これにより端数処理が適切に行われているか確認する。 ・ 業務委託設計書に添付するチェックシートに「設計表示単位は適切か」の項目を追加し、担当者及び上司は、これに基づき内容の確認を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。